

平成27年（行ウ）第37号 「黒い雨」被爆者健康手帳交付請求等事件

原告 高野正明 外63名

被告 広島市・広島県

参加行政庁 厚生労働大臣

第 1 2 準 備 書 面

2017（平成29）年9月29日

広島地方裁判所民事第2部合2係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士	廣	島	敦	隆	
同	弁護士	足	立	修	
同	弁護士	池	上	忍	
同	弁護士	竹	森	雅	
同	弁護士	端	野	真	
同	弁護士	橋	本	貴	
同	弁護士	松	岡	幸	
同	弁護士	佐	々	井 真	

本書面は、原告らの2017（平成29）年6月22日付け第11準備書面（国（厚生労働省）の不当な指揮監督により、県・市が本件各却下処分を強いられたのであるから、国（厚生労働省）の指揮監督は県・市の自主性・自立性ひいては住民自治・団体自治を侵害する違法な行為と評価すべきであり、そのような国（厚生労働省）の度を越えた指揮監督により県・市は事実上「意思能力」のない状態に置かれていたのだから本件各却下処分は無効であると主張するもの）を補充するものである。

1 原告ら第11準備書面における取消（無効）原因事実の主張はこれまでの主張とは別個独立したものであること

原告らは、これまで、①原告ら「黒い雨」被爆者について、被爆者援護法1条3号の要件が認められるにもかかわらず申請を却下したこと、②「黒い雨」被爆者について3号被曝該当性を判断するための審査基準を定めていないことが、被爆者健康手帳不交付処分の取消事由となること、また、③被爆者援護法附則17条の趣旨からすれば、原告ら「黒い雨」被爆者に第1種健康診断受診者証を交付しなければならなかったにもかかわらず、附則17条の委任の趣旨に反する健康診断特例区域に基づいて申請を却下したことが、第1種健康診断受診者証の不交付処分についての取消事由となるとことを主張してきた。

他方、原告ら第11準備書面における原告らの主張は、被爆者援護法1条3号や附則17条といった根拠法令の適用の是非を争うものではない。すなわち、国（厚生労働省）が、県・市に対して、技術的助言と称する指揮監督を行うことで被爆者健康手帳不交付処分及び第1種健康診断受診者証不交付処分させたことが、県・市の自主性・自立性を損なわせ、ひいては住民自治、団体自治を侵害するものであって（なお、広島市長は、今年の平和宣言（甲A74）でも、「日本政府には・・・平均年齢が81歳を超えた被爆者をはじめ、放射線の影響により心身に苦しみを抱える多くの人々に寄り添い、その支援

策を一層充実するとともに、『黒い雨降雨地域』を拡大するよう強く求めます。」と従前と同様の宣言をしている。)、違法無効であるという主張である。

(なお、当該主張は、被爆者健康手帳と第1種健康診断受診者証とで違いはない。)

以上のとおり、原告ら第11準備書面における主張は、これまでの主張とは異なり、処分の意思形成過程の違法性を問うものであって、これまでの主張とは別個独立した取消(無効)原因事実の主張である。

2 原告ら第11準備書面の主張について、原告らは独自の義務付け勝訴要件としては主張しないこと

前項で主張したとおり、原告ら第11準備書面の取消(無効)原因事実は、県・市の行政処分における意思形成過程の違法性を問題とするものであり、実体的な根拠法令の適用の是非を問題とするものではない。

したがって、本件各却下処分における県・市の意思形成過程に問題があったとしても、ただちに「行政庁がその処分をすべきであることがその処分の根拠となる法令の規定から明らかであると認められる場合」や「行政庁がその処分をしないことがその裁量権の範囲を超え若しくはその濫用となると認められる場合」に該当するわけではなく、行政事件訴訟法37条の3第5項の義務付け訴訟の勝訴要件を満たさない。

以上の理由から、原告らとしては、原告ら第11準備書面の主張について、別途義務付け訴訟の勝訴要件として主張することはしないことを本書面で念のため付言する。

以上